

令和6年度第2回社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会議事概要

1 日時 令和7年1月24日(金)午後0時30分から午後2時10分まで

2 場所 吹田市文化会館（メイシアター）3階 第一会議室

3 出席者ほか

(1) 委員 10名

岡田 忠克	会長	松木 宏史	副会長		
森山 宣子	委員	多喜 聖子	委員	木田 正章	委員
栗田 智代	委員	吉久 正規	委員	田村 栄次	委員
森戸 秀次	委員	辻本 武彦	委員		

(2) 市職員 8名

梅森 徳晃	福祉部長
田畑 茂洋	福祉部次長（福祉総務室長兼務）
紙谷 裕子	福祉総務室参事
齋藤 知宏	福祉総務室主幹
本郷 夏実	福祉総務室主査
上垣 美帆	福祉総務室主任
賀集 恒介	福祉総務室主任
中村 海翔	福祉総務室係員

(3) オブザーバー 2名

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	新宅 太郎	地域福祉課長
	佐本 一真	地域福祉課主幹

(4) 傍聴 2名

4 配付資料

資料1	専門分科会(8月19日開催)における質問に対する回答
資料2	第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シートまとめ
資料3	吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」の 取組状況
資料4-1	吹田市重層的支援体制整備事業実施計画（素案）
資料4-2	受けとめ隊について
資料4-3	令和6年度地域福祉市民フォーラムチラシ
資料5	吹田市社会福祉審議会規則現行・改正案対照表（一部抜粋）

5 内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 専門分科会(8月19日開催)における質問に対する回答

資料1 専門分科会(8月19日開催)における質問に対する回答

会長 それでは議題1ですが、専門分科会(8月19日開催)における質問に対する回答について、事務局から御説明いただきます。

事務局 専門分科会(8月19日開催)における質問に対する回答について御説明させていただきます。資料1をご覧ください。

8月19日開催の本分科会では、No.1の委員意見のとおり、個別避難計画の作成件数について御質問をいただきました。個別避難計画は、災害が起きた時にどこへ避難するのか、その時の避難経路をあらかじめ決めておくための計画書でございまして、平常時から避難計画を立てておくことで、対象者の迅速な避難や支援者への適切な情報提供を行うことを目的とした制度でございます。本市では、令和5年度から災害時要援護者名簿に登録されている方に個別避難計画を作成していただけるようお知らせを順次送付しています。これまで2回にわたり個別避難計画の作成勧奨を行いまして、第1回目は令和5年9月に約4,000件を発送し800件の提出がございました。第2回目は令和6年11月に約5,200件発送し、現在受付中の状況です。

No.2の委員意見では、小地域ネットワーク活動に関わっている施設数について御意見をいただきました。吹田市社会福祉協議会(以下「吹田市社協」という。)に確認したところ、施設連絡会には令和7年1月10日時点で109施設が加入しており、そのうち82施設が何らかの形で小地域ネットワーク活動に関わっておられるということです。以上でございます。

会長 委員の皆様、何か御意見・御質問ございますか。

(意見・質問なし)

イ 第4次吹田市地域福祉計画の進捗状況

資料2 第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シートまとめ

会長 それでは議題2ですが、第4次吹田市地域福祉計画の進捗状況について事務局から御説明をいただきます。

事務局 資料2の第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シート(まとめ)をご覧ください。施策の方向の進捗状況の「見える化」や、基本目標の達成に向けた課題を共有しやすくするために作成しておりますまとめシートについて、今回、基本

目標の現状と課題、施策の方向の進捗状況をまとめましたので御報告いたします。

１ページをご覧ください。「基本目標１：公民協働による地域福祉活動の推進」の現状と課題については、令和５年度に新型コロナウイルス感染症が５類に移行しコロナ禍前のような地域福祉活動が再開されている状況です。特に小地域ネットワーク活動では、対面による地域福祉活動が再開されたことで、コロナ禍前と同水準の開催回数となり、参加者数が大きく回復しています。基本目標１の「施策の方向１：お互いの顔の見える関係づくり」の進捗状況について、令和５年度は、高齢者生きがい活動センターの利用者数がやや減少し、令和４年度の評価が「Ａ」に対して令和５年度の評価は「Ｂ」となっています。利用者数が減少してはいるものの、コロナ禍前の令和元年度と同程度まで回復しており、各種講座の開催など同センターの主催事業及び自主事業の参加者数については、それぞれ約１００人増となっており、参加者数が過去５年間で最多となりました。また、自治会加入率については、年々減少しており、目標値である加入率６０％の達成は難しい状況にあると考えています。しかしながら、引続き自治会加入促進ちらしを子育て施設や大型商業施設に配架し、また自治会加入促進等活動補助金を交付する等、対策を講じているところでございます。その他、地域コミュニティ全体の活性化を目的として、電子回覧板やＳＮＳ等のコミュニケーションツールの活用を検討するなど、自治会活動の活性化の支援について協議を行っているところです。「施策の方向２：福祉活動の担い手づくり」の進捗状況について、今年度の地域福祉市民フォーラムは、市内で地域福祉活動を行っている団体に取組報告を行っていただく予定としています。地域福祉活動は難しいことをするのではなく、構えることなく取り組めることもあるということを知ってもらうきっかけとなるよう取り組んでおりますが、引き続き趣向を凝らして実施していきたいと考えております。

続いて２ページをご覧ください。基本目標２の「施策の方向１：権利擁護の推進」の進捗状況について、吹田市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度利用促進体制整備検討会議において、中核機関の体制整備に関する意見書が提出されました。その意見書をもとに、令和６年７月１日に、中核機関である「吹田市権利擁護・成年後見支援センター（通称：けんりサポートすいた）」を、吹田市社協に委託して開設しています。また、検討会議を「権利擁護に係る地域連携ネットワーク協議会」に改め、銀行などの新たな参画団体を加え、権利擁護の推進について引き続き検討を進めています。「施策の方向２：地域福祉のセーフティネットの拡充」については、重点施策の「包括的な相談支援体制の構築」等に基づき、地域福祉計画庁内推進委員会や庁内の関係室課へヒアリングを行い、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」）の策定に向けて取組を進めております。本市では、「受けとめ隊」を複数の部局に配置する予定としており、本市独自の重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の実施体制構築に向けた準備が進んでいます。これらの状況を踏まえまして、「基本目標２：総合的支援のネットワークの構

築」の現状と課題について、「成年後見制度の利用促進」では、吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会において、権利擁護に関する制度や施策の情報共有、地域課題の検討が進められており、検討にあたっては、国が本格的に進めている成年後見制度に関する法改正に留意する必要があると考えています。「包括的な相談支援体制の構築」等の実現に向けて令和7年度から実施予定である重層事業については、昨年度から引き続き、重層事業実施計画策定にかかる検討会議や研修を通して共通認識の醸成を図り、来年度の事業開始に向けて足並みを揃えることができるよう取り組んでいます。今後は、個別支援において様々な機関との連携がより円滑に機能するよう重層事業の仕組みを活用するとともに、個別支援でのニーズから出た課題に対して地域全体で支援できるよう関係機関や団体との連携を強化していきたいと考えております。

続いて3ページをご覧ください。「基本目標3：地域福祉活動推進の基盤整備」の現状と課題について、複雑化・複合化する地域生活の課題に対応するために、地域で活動する団体などの活動が活性化されるよう支援が必要でございます。高齢化等の影響で、地域福祉活動の担い手がますます不足する中、継続的な活動に不安を感じている声もあることから、新たな担い手の確保に向けた取組が求められています。地域で活動する団体への支援として、民生・児童委員協議会では、担い手確保に向けた取組としてICT化を推進しております。民生委員・児童委員にタブレット端末を貸与し、「Zoom」を活用したオンライン会合の開催や「LINE WORKS」などのアプリケーションを活用して情報共有を図ることで、子育て世代などの現役世代も働きながら活動に参加できる環境整備を進めております。このICT化を推進するために実施したタブレット端末の操作研修では、慣れないタブレット端末の操作に前向きにチャレンジする姿勢が見られた一方で、中には抵抗感を持つ人もいるのが現状です。そのため、地域福祉の観点では、紙媒体の提供などアナログな手段も必要と考えており、デジタルとアナログを組み合わせることで、一人ひとりが活動しやすい環境が整備できれば担い手の確保につながるのではないかと考えております。基本目標3の「施策の方向1：地域福祉活動に関する支援」について、「地域で活動する諸団体への支援」では、担い手確保の取組を進めているものの、目標達成は難しい状況にあり、引き続き、担い手確保に向けた取組の検討を進める必要があると考えています。また、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）について、全世代における認知度向上のために、市報やイベントで周知を行うほか、定期的にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活動報告の場を設け、支援の現状等について意見交換を行っております。「施策の方向2：交流の場、活動拠点の整備」について、いずれの評価指標も昨年度と比較して上がっている状況です。ふれあい交流サロンの運営には新たな2団体が加わり、目標となる合計12か所の開設を達成することができました。また、総合福祉会館の貸館事業において、コロナ禍以降、執務室として使用していた部屋の団体への貸出が再開していることから、利用件数が増加する見

込みとなっております。「施策の方向3：暮らしと健康を支える福祉サービスの充実」について、具体的施策「就労と働きやすい環境づくりへの支援」では、「障がい者就職応援フェア In すいた」への参加者数が大きく減少しており、広報面での改善が課題であると考えております。

委員の皆様におかれましては、今後計画を推進していくにあたって必要なことなど、お気づきになった点等がございましたら、御意見をいただきたいと考えております。以上でございます。

会長 それでは、何か御質問、御意見があればお願いします。

A委員 ただいまの資料2の1ページ「施策の方向2：福祉活動の担い手づくり」というところでございますが、青少年指導者講習会の参加者数が「B」になっております。講習会についてどういうテーマで実施されているのか質問したいです。最近ヤングケアラーの問題がクローズアップされており、本来受けるべき教育を受けられない子供たちや若者がいるという状況を、地域社会がどれだけ理解されているのかが問題だと思います。青少年指導者講習会を取り上げましたが、子供・若者の関係団体だけでなく、地域社会全体で取り組まなければならない問題だと思います。

会長 最初の質問としては、今回講習会のテーマについては、どのようなものですかということですが、事務局何かございますか。

事務局 青少年指導者講習会について、主任児童委員連絡会に対して参加案内があったことがございます。不登校児童をテーマにした講習の中で、ヤングケアラーについて取りあげていたことがございました。やはり時代に合ったテーマで講習されているのかなと感じております。

A委員 大いに進めていただければと思っております。

B委員 評価の中で2つほど「C」があります。「C」が悪いというわけじゃないことは承知しています。そのうちの「自治会の加入率」について、感想を述べさせてもらいたいと思います。これまでの安心・安全なコミュニティであった地域、特に自治会は激しく変化をしていると思います。私が加入している自治会も十数年前と今では、コロナ禍を経てかなり様変わりしています。私がこの問題に関心がある理由は、これから話しされるだろう重層事業や地域共生社会の実現のために、その受け皿として地域や中でも自治会活動に期待されているように感じ、大変心配をしているからです。最近では全国のPTA活動が委員制からボランティア制にしていく動きもあり、関西でも例があるという話が報道にありました。自治会もそのような風を受け、輪番制で決めている自治会の役員がボランティア制になったときに、地域共生社会や重層事業の展

開が当初の目的通りに果たせるのかという問題があるかもしれません。また、分譲住宅では管理組合と自治会の二つの組織の役員を限られた住民で担当していくと、自治会だったのか管理組合だったのか分からなくなるような状況があります。高齢になると役員をスキップできるというような内規もあり、数年で2回いずれかの役員が回ってくるようなことも現実にあります。現在、自治会の加入率の改善のために、広報活動が重要であり、継続していく必要があることは理解していますが、このような状況の中で加入率を向上するためには、もう少し工夫が必要じゃないかと思っています。妙手妙案をここで提案することはできませんが、そういう点でも危惧をしているという感想を述べさせていただきました。

会長 本分科会の大きなテーマである地域共生社会の実現や、取り残さない社会の実現に向けて、具体的に進めようとしたとき、地域における問題や課題に対する住民の共通認識の醸成について、それぞれのお立場で懸念や心配をされている御意見だと思います。ヤングケアラーというのも地域の中で実際に起きている課題であり、その問題をいかに共有するかという視点の御意見や、地域共生社会の基盤となる自治会組織に対する御心配というところで、具体的に進めようと思えばいろいろ課題が多いことが分かります。それぞれの地域の特徴を踏まえて進めていかないと、一足飛びにできることではないことはすでにこの分科会でも御意見いただいていたかと思いますので、委員の皆様におかれても、またそれぞれの地域やお立場で御検討、御活躍いただけたらと思います。

A委員 資料2の2ページの「施策方向2：地域福祉のセーフティネットの拡充」について、地域包括支援センターの認知度が「A」となっており、以下この項目の評価が、ほとんど「A」になっています。今問題になっている助けを求める力、いわゆる受援力と言う、助けてもらいたいと伝える力が重要であることが、まだまだ啓発できていないのではないかと思います。伝え方が分からないとか、本人のプライドとか、伝えられない事情もあると思いますが、いわゆる受援力を高めるために地域で取り組むということが必要だと思います。受援力についての啓発が足りないのではないかとということで、私はこの「A」という評価が非常にしんどいなと思っておりませんが、いかがでしょうか。

会長 地道ではありますが、地域福祉市民フォーラムをはじめ、意識の醸成や福祉に対するハードルを下げるためのいろいろな啓発活動がされています。受援力がないために埋もれている課題というのは、援助者としては、心が痛むところであり、どうしたらいいのか常に悩んでいるところであります。その地域のネットワーク（網目）を小さくしてアウトリーチを地道に続けていきながら、今おっしゃったような啓発もしていけないと思います。

A委員 物言えぬ、言わぬ人々もいると思います。助けてほしくても伝えられない人
たちをどう地域でカバーしていくかが一番大事だと思っております。その
ところをもう少し具体的に対応するようでないと、形だけで動いていても意
味がないと思っています。そのあたり会長はどうお思いですか。

会長 やはり住民個々人が自分の生活で精一杯で、なかなか他人や地域社会に対
して関心を強く持てない現実があると思っています。そんな中でも地域に目
を向けていただく意識のある方や、民生委員・児童委員さんのお力も借りなが
ら、一般の住民の方も 24 時間 365 日周りのことを気にしてくださいというわ
けではなく、少しでもそういう意識を持つということが自分自身の身を助け
ることになると思っています。当然周りの方の生活を支えるということにも
つながりますから、「関心を持つ」ということが大事だろうと思っています。
そのために、地道ではありますが、市では地域福祉市民フォーラムなど、いろ
いろな啓発活動をされています。一足飛びにできないところがあるかもしれませんが、福祉と言うと言葉が硬くても、他人のことを気にしながら、「自分だけ
のことを考えない生き方」ということの理解を進めていくことが、こういう問
題を議論する基盤になるのかなと思っています。

事務局 御意見ありがとうございます。また次の案件の中でも話が出てきます重層
事業は、まさに委員がおっしゃる狭間に陥っている方の支援をどうしていく
か、そして、受援力がない方というのは、いわゆるセルフネグレクトと言われ
ておりますが、その方達をどう支援していくのかにフォーカスした事業です。
窓口で待っているだけでは支援が行き届かないところをどうしていくのか、
それが先ほど会長からもお話がありましたアウトリーチをどう進めていくの
かということにつながっていくと思っております。地域包括支援センター
の認知度を評価指標として入れておりますが、地域包括支援センターだけで
支援ができるわけではなく、障がい者相談支援センターや、吹田市社協のCS
W（コミュニティソーシャルワーカー）の力にもすごく期待をしているところ
です。加えて民生委員・児童委員さんも、我々行政の耳には、地域のいろ
んなつながりから御相談を受けられており、場合によっては救急車と一緒に乗
って救急搬送していただくような支援までされているケースがあるという話
も届いています。正直そんなことをまでしていただいていたら大変なのですが、皆さん、ほっとけないという気持ちから、本当に責任感を持って取り組ん
でいただいております。いろんな仕組みをうまくつなぎ合わせて、皆さんのお
力をお借りしながら、包括的な相談支援体制の構築を進めていけたらと考
えております。

会長 行政だけ、住民だけ、というのではなく、分科会の大きなテーマである住民
と行政の協働という、地域社会の強化とそこを基盤とした共生社会づくりに
向けて、現実にはいろいろな課題があるということはお気付きのとおりです。

また最後の議題でも御意見いただけたらと思います。

A委員 進捗管理シート（まとめ）の３ページですが、担い手不足ということに絡んで、ＩＴを活用していくという説明があります。私個人的には福祉の面に関しては、ＩＴに頼らない姿勢というのがまず基本にあるべきだと思います。福祉は対面主義が重要であり、そうでないと解決できないことがたくさんあります。単純作業や単純な連絡等はＩＴに頼っても良いと思いますが、その単純な作業が福祉関係の方々にとっては負担になっているということもあります。教育や福祉に関しては、対面が一番重要だと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

会長 シートの３ページにもありますが、今委員がおっしゃったように、福祉における支援においては当然対面が大事だということは、皆さん共通認識だと思います。一方、単純な事務処理の部分についてＩＣＴを活用していくということは施設の方でもされているかと思いますので、ここではＩＣＴ化という大きな掲げ方にはなっていますが、事務局から何か回答があればお願いをしたいと思います。

事務局 民生・児童委員協議会の事務局を担当させていただいている立場からの回答となりますが、ここで記載しているＩＣＴ化については民生委員同士の連絡手段といった業務効率化の部分を指しており、ＩＣＴを取り入れることで、働きながら、子育てしながらなど、時間が限られている方でも活動に参加しやすいような環境を整備していきたいということを記載しております。

会長 これからだとは思いますが、先ほど委員がおっしゃった、なかなか声を上げられない方というのは、例えばこういうＩＣＴツールを使って意見を届けるということもどんどん増えてくる時代ではありますので、おそらく個別にデリケートな部分に配慮しながら進められていくことは、可能性としてあるのではと思います。

ウ 成年後見制度の利用促進

資料３ 吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」の取組状況

会長 それでは次の議題にいきたいと思います。次は議題３、成年後見制度利用促進の取組についてということで、事務局の方に御説明をいただきたいと思います。

事務局 資料３『吹田市権利擁護・成年後見支援センター「けんりサポートすいた」の取組状況』を御用意ください。前回の８月の専門分科会では、７月１日に新

たに開設した「けんりサポートすいた」が、当初は相談・支援と広報・啓発について重点的に取り組んでいくとお伝えしておりましたので、そのことについて1月9日時点での取組状況を簡単に御報告いたします。「1 相談・支援」の「(1) センター相談」につきましては、センターに配置している3人の相談員が受けた相談件数をお示ししております。開設以降、着実に相談件数が増えており、御本人やその御家族のほか、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターをはじめとする相談支援機関の方からも御相談をいただいているところです。「(2) 専門相談・専門職派遣」につきましては、専門相談は相談者に総合福祉会館まで来ていただくもので、専門職派遣は相談者が指定する場所に専門職と「けんりサポートすいた」の職員が伺う形で実施しており、専門相談は月に4枠・専門職派遣は月に2枠設けております。今年度は予約が半分入ることを目標にしておりましたので、おおむね順調に進んでいると考えております。次に、「2 広報・啓発」の「(1) 主催研修」につきましては、本専門分科会の委員の皆様にも多く御参加いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、総勢108名の方に御参加いただき、終了後のアンケートに御回答いただいた方のうち9割以上の方から「参考になった」と良い評価をいただいております。今後につきましては、感想の3つ目にありますとおり「成年後見制度の具体的なことを知りたい」という御感想もいただいておりますので、成年後見制度を利用したことのある方に御登壇いただくなど、成年後見制度を利用している状況をイメージしやすくなるような研修会等を開催できればと考えております。「(2) 出前講座」につきましては、講義形式で開催したものが6回あり、これ以外にも地区福祉委員会さんが実施されているふれあい昼食会や市内の金融機関への訪問等で「けんりサポートすいた」や成年後見制度の周知をはかっているところです。本日は、今の報告内容に対する御質問や、研修会への御意見・御感想をいただきたいと考えております。

会長 感想ということで、御参加された方はいらっしゃいますか。

C委員 「けんりサポートすいた」が今年度7月から受託させていただきまだ半年ではございますが、おかげさまで多くの方に御相談いただくことができたかなと思っております。初年度は特に広報に力を入れておりまして、出前講座もそうですが、専門職・専門機関の方だけではなく、一般の市民さん向けにも、こういった広報を進めているところです。まだまだ成年後見制度と聞くと難しいと思われる方も多いですが、身近な問題の解決の一つということで、多くの方にこの「けんりサポートすいた」を知っていただき、必要とする方に支援が届けられればと思っております。先日も別の会議で、地域包括支援センターの方から、「けんりサポートすいた」に相談したことで支援につながったということも御報告いただきましたので、徐々にではありますけどスタートが切れて、スムーズに運営できているのかなと思っているところです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会長 そういう事例がまた増えていき、またそれが共有されていくと良いと思います。

B委員 一つだけ提案をさせていただきたいと思います。センター相談件数について、7月からスタートしたと事務局の報告にもありましたが、少しずつ増えていることは非常に喜ばしいことです。この表は来られた人数と、相談された件数、これが両方表示されてないと完全ではないと思います。延べ人数は実人数に置き換えて、件数と二段書きにしてはどうでしょうか。そうすることで、継続の実数と、新規の実数の和が、当月上られた実人数となります。そういう形の表にさせていただくと、この表ももっと生きてくるとは思います、いかがでしょうか。

会長 何か、表の書式について事務局からありますか。

事務局 単位が実人数・延べ人数と異なっており、分かりにくいという御意見ありがとうございます。表については、この様式とは別に実績報告書というものを作っており、その様式から抜粋したものになります。これについてはセンターの職員と相談しながら実績を出しやすい形で、分かりやすく見えるように調整していきたいと思っています。

B委員 よろしくお願いします。

会長 本来このセンターが受けるべき課題なのかどうかも含めて仕分けをしていくところで、見せ方についても御検討いただけたらと思います。

エ 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画（素案）

資料4-1 吹田市重層的支援体制整備事業実施計画（素案）

資料4-2 受けとめ隊について

資料4-3 令和6年度地域福祉市民フォーラムチラシ

会長 それでは次の議題に移ります。議題4、これまでに御意見をいただきました重層事業実施計画の素案について、事務局から御説明いただきます。

事務局 それでは資料4-1をご覧ください。こちらは前回の専門分科会にてお示しました重層事業実施計画（素案）に、当日の委員の皆様からいただきました御意見及び庁内の35室課の構成員からなります地域福祉計画庁内推進委員会にて各室課から出た意見を踏まえて修正したものとなっております。下線が引かれている部分が修正箇所でございます。主な修正点として資料の6ペー

ジをご覧ください。こちらでは主に受けとめ隊について記載しておりますが、関係室課より「受けとめ隊には、事例の課題分析や他室課との役割分担、終結についての一定の判断と合意ができる職員が求められるように捉えられる」という意見がありました。本市としては、受けとめ隊は主に庁内へ重層事業の周知と啓発を行う役割として配置するものであり、担当の支援者のように主体的に支援の役割分担を行うことや、終結の判断をすることを主な目的として配置するものではないことが伝わるように記載内容を一部修正しております。続きまして7ページをご覧ください。こちら関係室課より「多機関協働事業者の説明がなくて、いきなり役割が書かれていて唐突な感じがする」という意見をいただきましたので追記しております。また、前回の専門分科会で委員の皆様及び会長からいただいた御意見を踏まえて、3つの会議名の意味についても追記しております。重層事業実施計画の主な修正点は以上でございます。重層事業につきましては、令和5年度から関係室課や各支援機関等に対して会議やヒアリング、研修等によって事業の浸透を進めておりましたが、これまで培ってきた制度を踏まえて事業の設計がされているので、既存制度との関係性や、市町村においても創意工夫をこらして取り組むという部分について、誤った形で認識されているような部分もございました。これまで事業の周知を行ってきた中で、特によく質問されている部分につきまして、2点皆様にも改めて御説明させていただければと思います。まず1点目として、高齢期の支援を地域で包括的に構築するという『地域包括ケアシステム』との関係性についてです。地域包括ケアシステムは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づくものですが、この「必要な支援を包括的に提供する」という考え方をもとに、高齢分野のみではなく障がいや子供など他の分野の課題が混ざったようなケースにも対応ができるような体制を構築するということが地域共生社会の実現につながっていくとされております。これを踏まえて社会福祉法が少しずつ改正されていき、令和3年の改正で地域共生社会の実現に向けた取組として重層事業が制定されました。2点目として、受けとめ隊についてです。先ほども関係室課からの意見を御紹介しており、受けとめ隊の役割については少し異なった形で認識されることもありましたが、改めて御説明させていただきます。資料4-2をご覧ください。こちらは庁内職員向けに受けとめ隊の役割を記載した資料です。今後受けとめ隊となった職員向けの説明会等でも活用する予定です。1ページ目に記載があるとおり、受けとめ隊は「庁内へ重層的支援体制整備事業の周知・啓発を行う役割を担う職員です。受けとめ隊の活動によって、庁内における支援の連携スキルの向上等を目指します。」としており、受けとめ隊が行う様々な取組というのは重層事業の周知・啓発を目的としたものとなっております。次のページから具体的な業務内容を記載しておりますので、いくつかポイントだけお伝えできればと思います。3ページをご覧ください。2番の主な業務内容と書かれたページの図をご覧ください。市民から相談を受けた相談受付者に対して、課題の解きほぐしや連携方法を一緒に考えるという、相談受付者等への助

言・相談対応をしていただきます。市民からの相談は今までどおり「相談受付者」という枠で書かれた者がまずはお聞きして、必要に応じて受けとめ隊と一緒に考えていくという仕組みになっております。続きまして5ページをご覧ください。「(3)重層ミャクミャク会議、重層プレミャクミャク会議への出席」という業務がありますが、その下の表で表しておりますとおり、業務担当者、ケースの担当の支援者など、事業の担当のことになりますが、この業務担当者と受けとめ隊では会議に出席する役割が異なります。業務担当者はケースの情報収集や支援方針の決定等を行うという役割を担い、一方で受けとめ隊は会議当日の流れや意見、支援方針等を話し合う場に出席することで重層事業による連携の現場を知ってもらい、活用イメージを学んでいただくことを役割としております。受けとめ隊の説明については以上です。最後に資料4-3をご覧ください。こちらは令和6年度地域福祉市民フォーラムのチラシです。委員の皆様にはチラシが納品されたタイミングで一度周知はさせていただいておりますので繰り返しの御案内となります。申込期限が1月31日までですので、御興味等ございましたら是非お申し込みください。

会長 ただ今の内容につきまして、御意見・御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

A委員 資料4-2の1ページ。重層的支援体制整備事業の周知・啓発を主な役割分担として受けとめ隊が行うということを記されているわけですが、果たして受けとめ隊がどの程度まで事業を認識しているのか知りたいです。

会長 これからなのかもしれませんが、何か事務局からございますか。

事務局 御意見ありがとうございます。受けとめ隊自体は、令和7年度の重層事業が始まった後に受けとめ隊になる職員の配置を各室課に依頼する予定です。令和5年度から6年度の2年間で、実際に配置する室課に対しては、検討会議における周知や、研修を実施して参りました。とは言えそれだけでは難しいところもありますので、個別でヒアリングを重ねながら、どういうところが分からないのか、どういう事業なのかということを、具体的に説明する機会を設けてきました。令和7年度に受けとめ隊を配置するときにも、配置された職員に対しては説明会を開催し、随時重層事業の説明をしていきながら、実際に受けとめ隊になる職員に対しても、こういった形で相談を受けているのかという情報については常にキャッチしていくような動きができればと考えています。

A委員 説明会はされるということですが、研修会は何回されましたか。

事務局 大きな全庁を対象とした研修自体は、年に1回実施しており、大体1回の参加者数が60人くらいです。

A委員 やはり研修が重要になると思います。受けとめ隊にとって啓発・周知だけが仕事だという形になってしまわないよう、研修に力を入れていただければと思います。

会長 関係室課から意見や質問を聞き、一つ一つ丁寧にしっかり説明していくということを繰り返していただけているのかと思います。委員のおっしゃることも、実際に動かしていくうえでの肝だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

オ 吹田市社会福祉審議会規則改正（案）

資料 5 吹田市社会福祉審議会規則現行・改正案対照表（一部抜粋）

会長 それでは議題5、吹田市社会福祉審議会規則改正（案）について、事務局から御説明いただきたいと思います。

事務局 本分科会は、吹田市社会福祉審議会の組織、運営その他必要な事項を定めている吹田市社会福祉審議会規則等に基づき会議を開催しております。昨年8月の本分科会で御説明させていただきましたが、地域福祉計画の策定及び推進について吹田市社会福祉審議会全体会で議論を行えるよう、規則改正の検討を進めておりますので、その概要と理由について改めて御説明させていただきます。資料5「吹田市社会福祉審議会規則現行・改正案対照表」をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。変更後の規則の適用は、次期委員委嘱予定日である本年7月1日を想定しております。本分科会委員の皆様は、任期が6月30日までとなっておりますが、再任の場合には変更案の体制で御議論いただくことになります。社会福祉審議会は全体会と6つの専門分科会で構成されており、専門的な議論はそれぞれの専門分科会に任されていることから、全体会では各専門分科会での審議状況の報告が主な議題となっております。改正案の第5条第2項のところをご覧ください。全体会の審議事項を、「地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項」とすることで地域福祉計画推進専門分科会にて議論していた内容を統合し、これまで以上に地域共生社会の実現に向けた議論が行えるよう変更した形となります。このような改正を考えた理由といたしまして、1つ目に、国において地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置づけられたため、高齢・障がい分野等の計画との連携と調和を図っていくことが必要であること、2つ目に、地域福祉計画には成年後見制度利用促進計画や再犯防止推進計画が包含されており、今後、重層事業実施計画も包含する予定であるため、より広い範囲の内容を多角的な視点で議論する必要があることから、各専門分科会の代表者で構成されている全体会で御議論いただきたいと考え、改

正に向けて検討を進めているところでございます。これまでは、高齢分野・障がい分野・地域福祉分野の各専門分科会で議論した内容を、各専門分科会の代表者が全体会で報告する一方向の矢印のようなイメージでしたが、規則改正後は、全体会で、高齢・障がいの各専門分科会で議論した内容を踏まえて地域福祉の内容について議論し、各専門分科会では、全体会での地域福祉についての議論を踏まえて、分野ごとに専門的な内容について議論することができるという双方向の矢印となり、地域福祉計画が目指す地域共生社会の理念が、高齢・障がいの計画にも共有されやすくなることで、足並みを揃えて計画の策定・推進を行える体制になると考えております。続いて2ページ目の改正案の第11条のところをご覧ください。全体会で地域福祉計画について議論するにあたりまして、これまで地域福祉計画推進専門分科会に設置されていた策定部会についても全体会へ移行します。策定部会は、計画策定時のみ年3回程度開催するもので、全体会の委員の中から委員長に指名された方に参画いただく予定です。また、公募市民の参画については、地域福祉計画の議論について地域住民の参画がなくてはならないと考えておりますので、地域福祉計画推進専門分科会でのルールを引き継ぎ、定員4名で募集することとなります。公募市民の募集については、4月の市報に掲載する予定でございます。今回の規則改正の方向性につきましては、各専門分科会の庶務を担当している室においても共通認識をもっております。実際の会議の運用など事務的な面での課題がありますので、そのあたりについては、今後整理して規則改正へ進めたいと考えております。委員の皆様におかれましては、今後の地域福祉計画推進専門分科会の在り方を見据えて、御意見・御質問をいただければありがたいです。

会長 ご覧いただいている資料は、規則の新旧対照表ですね。前回、規則改正の趣旨等は、お話をいただいておりますので御理解いただいているかと思いますが、改めて何か御意見・御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがですか。引き続き吹田市民の方にお力添えをいただきたい、御意見いただきたいということで、こちらの規則では位置付けられておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(意見・質問なし)

カ 地域福祉計画推進専門分科会の総括

会長 それでは、議題6、地域福祉計画推進専門分科会の総括です。本日の会議の冒頭で申し上げたとおり、本日が最後の会議です。この間皆様におかれては、第4次地域福祉計画の推進に参画をいただいたということで、その感想や、御意見・御質問等があれば、お願いしたいと思います。

C委員 本間にこの間いろいろ市から報告をいただいたり、また審議会の中で委員の皆さんから御意見をお聞かせいただく中で、正直言って地域福祉というのは、終わりがないと言いますか、社会的な変化に伴い新たな課題が出てくるということを実感しております。ちょうどコロナ禍もあり、今まで当たり前だったことが当たり前でない時期も経験しましたので、今できていることを大事にしながら、新たな課題について皆さんから御意見をいただいたり、また市の施策についても、こういった場でお話を聞くことで、より理解できれば良いなと思います。吹田市社協としても、この間新たな事業を市から受託したり、また普段から吹田市社協に関わってくださっている地域の皆さんとの取組も進めて参りましたので、一層今の時代と住民のニーズに合った活動が住民自らできるような場を構築していければと思っておりました。

会長 本間に終わりがないというか、それぞれの地域で新たな課題が出てきて、なかなか行政としては、助きたい気持ちがあったとしても、法律・条例・規則の中で動くとなると、どうしても一回り遅くなってしまう。やはりその地域や近くに住んでおられる住民・市民の方、各種団体の方が、いろいろ動いていただけると、またそこに行政も連携しながら加わっていくことで、できることはいろいろ出てくるのかなと思いますので、つながり・連携というものを、地域福祉計画の中でも大事なものとして位置づけていただけたらなと思います。

B委員 いろいろとこの間勉強させていただきまして、ありがとうございます。事務局、各委員に改めて感謝申し上げたいと思います。福祉と言っても、掴みどころのない話ですが、結局は、個別的、1人単位の対応ということに尽きるのではないかと思います。同時に、しかるべき年齢になると、必ず通らなければいけない道でもあるので、私がここで勉強して得た知識を、自分だけで取り込まず、いろいろな角度で発言したり発信したりさせていただきたいと思います。今後とも御指導のほどよろしくお願いします。

会長 しんみりしなくていいですよ。

D委員 今回いろいろとこの会議も含めて参加させていただく中、日頃、介護関係含め障がい関係等で従事している中でも、住民の方が一番相談しやすい人というのは、やはり身近な人だと思います。本人の身近な方から私たちも相談を受けて、実際に援助に動いていくような流れとなっています。ただ身近な方たちもどこに相談するかというと、やっぱり顔が見えている人たちに相談していくのが自然な流れだと思います。私たち施設もそうですが、できるだけ地域に出向いて、顔の見える関係性を構築していく必要があると思っています。私たちも相談を受けた以上は、しっかりとつないでいきたいと思っていますし、事業所間同士も横のつながりを大事にしています。どこまでいっても横のつな

がりということが、顔の見える関係性だと思うので、そのための努力をどうしていくのかが今非常に求められていると感じています。また、昨今多様化しているいろいろな課題について、先ほどのＩＣＴ化の話にもつながりますが、これは必ず両輪でやっていかないといけないと感じています。昨今のヤングケアラーの問題等で学校関係の人たちとも関わる機会が多いのですが、話していると、直接話しはできないけど、LINE だったら話ができるという御家庭の方も結構います。選択肢はたくさん持っていて正解だと思うので、選択肢を幾つか提供できるように事業所側も持っておかないといけないと感じています。そして自分たちも、分野が違ったとしても、また違うところに紹介していければ、点と点は線でつながっていくので、そういう取組が大事であることを、この会議でも参加させてもらう中で非常に感じました。できるだけそういう活動を通じて、少しでも皆さんが助け合っていけるような取組が今後もできればと感じた次第です。

会長 本当に顔の見える関係は大事ですね。庁内レベルでも先ほど御意見がありましたが、事業者同士のコミュニティにおける顔の見える関係も大事ですし、個々の市民レベルの顔の見える関係も大事です。それをどうつなげていくかそれぞれのお立場からの努力が見える御意見ありがとうございました。

E 委員 市や社協も一生懸命「けんりサポートすいた」の取組や、今度の重層事業などすごく良い事業を展開していただいて、市民としてすごくありがたいですが、先ほどありましたように、ボランティアに携わる人の高齢化がすごく進んでおります。また、地域でも高齢化が進んでいる中で、自治会の役などなかなか担い手がついていかないというところがあるので、この「けんりサポートすいた」とか重層事業に、私たち市民がタイムリーに対処できるのか不安もあります。もう一つ、民生委員・児童委員さんは守秘義務があるので大丈夫だと思いますが、福祉委員さんというのも、それからボランティアの人間も一般の市民がやっていますので、どこまで守秘義務が守れるかという心配があります。その辺のことも踏まえて考えていただきたいなと思っております。

会長 動いていくとなるとやはり情報がないと難しいですね。

F 委員 民生委員・児童委員は地域に根差した見守り・相談支援の一端を担わせてもらっておりますが、後期高齢者が 2025 年にピークを向かえ、支援対象が増えていくのに対して民生委員・児童委員はなかなかその定数を確保できてないという状況があります。そのために、一つの方策として、若い世代の働いている方々にも担い手になっていただけるように、効率化による負担軽減の点から先ほど話に出ましたＩＣＴ化にも力を入れてきているところです。もちろんそれ一本でというわけではなく、対面活動との両輪でやっていくというのは当然だと思っております。守秘義務を持った特殊な立場のボランティアで

もありますので、その立場でこれからの重層事業や、共生社会の実現に対してどういったことができるか、どういったことをしていくべきかということを考えていかなければいけないと思っています。一方で、行政から何か要望というか、こういうことをもっと担って欲しいということがあれば教えていただけたらと思います。会議は終了しますが、これからはますますどうぞよろしく願いますというのが、私共の立場です。

会長 いろいろな役割を期待されて大変だとお察しします。

A委員 見えてこないニーズをいかに見えるようにしていくかということがやはり福祉の眼目ではないかと、この会議に参加させていただきまして、思った次第でございます。最近私どもの家の近くでは高齢者が歩くことが健康につながるということで歩いておられますが、休憩場所がありません。生活道路における休憩場所として路傍の石でも何でもいいです。腰掛け椅子のようなものがあれば、その方々は楽に歩行ができるということを私は痛感しています。先日はそういうものがないせいで、地べたにお座りになっている人を見かけ、非常に気の毒に思いました。立ち上がるときにも、杖を立てるのが難しそうでした。腰掛け椅子みたいなものがあれば、それに手をついて起き上がることもできます。歩行が健康を保つ一つの手段ですので、腰掛け椅子の設置を進めていただければと思っています。私どもの近くの元民生委員さんのお宅では、フェンスを新しくされた時に、腰掛け椅子を作られたようで、皆さん非常に喜んでおられます。これは身近なものから、福祉はどんどん広がっていくのではないかと、ここを、ここで提案したいと思います。官民挙げて進めていければと思っています。どうぞよろしく。

会長 委員も歩いておられるのですか。

A委員 私も1日2km歩いています。大学から図書館から公民館からと、あらゆるコースを自分で作っています。プライベートな話をしますみません。

会長 関西大学でしたら、そこら辺いっぱい石あるので座ってください。あそこ誰でも入れますから。

A委員 いや、もうお世話になっています。キャンパスクロスをやっていますから。

会長 良かったです。そのお立場が抱えている課題やニーズは、その方の目線に立った時に必要なものが見えてくると思いますので、腰掛け椅子は一つの例として、そういう視点は大事です。

A委員 はい。身近なものからどんどん広げていくということが福祉の一番の基本

かなと思っています。

G委員

地域福祉計画は既に4次まで策定されており、私も専門分科会の委員として長く関わっておりますが、本日審議された内容を聞いて、地域福祉とは何ですかということに関してまた新しい見解が発見できましたし、受援力というような見方もあるのだなと思いました。先ほど仰られた対面以外にSNSを用いるなど、広く地域福祉についてこれからは様々な方法で社会の皆が我が事として考えていく時代なのかなと改めて思いました。福祉の担い手については、やはり若い方が離れているのが実際のところだと感じています。児童相談所についても、子供が好きなら何でもしてくれるんでしょと思われることもあります。公務員の立場で務めるうえでそのような単純な話ではなく難しさを感じています。マンパワーの問題としては、顔が見えないと本当に相談しづらいですし、行政という相手と距離が遠い立場の中でいかに困っている状況を想像できるかどうかということになると、調査等による大量の情報が必要になったり、集めた情報をどう扱うかみたいなこともまたすごく苦慮しなくてはなりません。1人でたくさんの情報を処理していくので、情報量の共有化や仕組みづくりはとても重要であり、これは時代でもどの世代でもずっと言われ続ける課題だなと改めて思いましたし、一緒に考えていかないといけないなとも思いました。法律家がそれを解決するわけではないかもしれないし、社会の皆で言っていく、そんな発信力も含めて、独自性のある吹田市になっていくのかなと思い、何か協力できることがあればと思いました。児童相談所の立場でどのようなことを申し上げることができるのか悩みましたし、内部にどのような伝え方をしていくべきか考えようと思いますが、自分たちにとっても大事な議論だということは、内部に対して今日の内容を報告する中で伝えていこうと思いました。簡単な感想ですけど、以上です。

H委員

障がい者相談支援センターが6ブロックに分かれたのが5年前です。地域包括支援センターの周知が「A」になっていますが、障がい者相談支援センターについてはまだ皆さんあまり御存知じゃないのかなと思っており、こういう場で少しずつ、周知していくのが一番だと思っています。顔の見える関係づくりという中の一つとして、障がい者相談支援センターにも窓口はありますが、その窓口が何をするとしたらいいんだろうと思っている住民の方もたくさんいるのではと感じています。今日でこの分科会が終わると聞いて、少し寂しい気がします。これからも顔の見える関係づくりを大事にしていきながら、残された私たちの課題も解決していけたらと感じています。

副会長

この会議に出席するたびに現場レベル、地域レベルのリアリティのあるお話を聞かせていただいて、本当に毎回毎回、京都の土産物売り場のおたべの人形みたいになんとなく頷いているような状態です。今日も話題に上がりましたが、声を上げてSOSを出すことが非常に難しい人たちにどう関わっていくかと

というのは地域福祉に限らず、永遠のテーマだなと思いました。本当に困っている人ほど「助けてください」が言えなかったり、あるいは自分が助けてもらうに値する人間だと思っていないことがあります。今流行りの言葉で言うと、私はあまり好きな言葉ではないのですが、「自己肯定感」があまりにも低く、「私なんか助けてと言ったって、誰も助けてくれないだろう」とか「自分がそういうことを言って良いんだ」ということに気付かなかったり、押し殺している人というのはたくさんいらっしゃることを感じておったところなので、今日の話は私の現在の関心の中ですごくヒットしました。そういう方に支援を届けようと考えるとき、個別にいろいろ施策を考えていくことはもちろん、やはり地道にコツコツと地域福祉活動を継続していくことが、どこかで網目に引っかかったり、ヒットしたり、気が付いてもらえたりということがあるのかなと思います。そんな市民の皆さんの地域福祉活動を後押ししていくのが行政の役割だろうなと思います。この分科会は今日で終了ですが、地域福祉に向けての議論や、これからの計画づくりはまた続いていきます。今後、吹田の地域福祉がどうなっていくのか、私も学びながら見守っていきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。せっかくなので、オブザーバーの吹田市社協さんはいかがでしょう。

吹社協 私たち地域福祉の現場に携わる吹田市社協としまして、よく使う言葉があります。福祉というのは困っている人を助けるための言葉というよりも、「福祉とは」と検索すると、「幸せ」とか「豊かさ」を示す言葉であると出てくると思います。困っている人を助ける福祉も大事でありながら、今現在生活している我々や皆さん自身も、より豊かにするということにスポットを当てて、これからの地域福祉に取り組みたいと思っています。社会福祉法の第4条に「地域福祉の推進」という項目がございます。ここで地域福祉とは、地域住民、そして福祉事業を行う者、福祉活動を行う者、そういった人たちが相互に連携して、あらゆる活動に参加する機会を作りましょうと謳われております。裏を返せば、我々地域住民は福祉の享受、受ける側でもあるかもしれませんが、主体となって取り組んでいく側だと私たちは思っております。多様な人たちが、この福祉に幸せを求める活動に参加できるような場を、今後、重層事業等も活用し、より幅広い参画を求めていけるよう、一緒に考えていきたいと思っています。その時は地域住民として皆様御一緒に参画いただけたら幸いです。

吹社協 私はC S W（コミュニティソーシャルワーカー）として地域に出る中で、いろいろな御相談を受けることや、地域のボランティアさんと一緒に活動させていただくことも多いのですが、先ほどの御議論の中でも、やはり若者の層に生き辛さを抱えた方が非常に多くなっていると感じます。不登校を例に挙げると、吹田市でも多くの方々が学校に行けずに、その周りの親御さんも辛い思

いをしているというお話もたくさん聞いております。私たちも個別の御相談を聞く中でも、どちらかというと、高齢者、あるいは障がい者の方からの御相談が多いですが、特に若い世代への支援というのが、まだまだ少ないと感じます。今後に向けてもう少し、若者に向けての取組や支援ということに力を入れていきたいと考えております。そして支援をするだけではなく、先ほどお話もあったように、若者の方々が少しでも必要とされている実感を持ち、自己肯定感を上げられるような取組も、行政や地域の方々にも一緒に御協力いただきながら進めていきたいと思っております。

会長

最後に私から。本当に会議が楽しくて、いろいろな御意見をいただき勉強になりました。皆さんこの分科会が終わったからといって、どこかで出会ったら無視しないで、挨拶ぐらいはしてくださいね。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは一旦、議事はこれで終了とさせていただきますと思ひます。本日は貴重な御意見をいただき本当にありがとうございました。